

平成 25 年 第 5 回臨時会

道 志 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 11 月 26 日 開会

平成 25 年 11 月 26 日 閉会

道 志 村 議 会

平成25年第5回道志村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月26日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第3号及び承認第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉議の宣告	10
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

平成25年第5回道志村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年11月21日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 日 時 平成25年11月26日（火）
- 2 場 所 道志村役場議場
- 3 付議事件
 - (1) 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - (2) 専決処分の承認について（特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分の承認について（平成25年度道志村一般会計補正予算第3回）
 - (4) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

不応招議員（なし）

平成25年第5回道志村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年11月26日（火曜日）午前10時35分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定の件
- 第 3 議案第53号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認について（特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 5 承認第 4号 専決処分の承認について（平成25年度道志村一般会計補正予算第3回）
- 第 6 発議第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（10名）

1番	出羽 和平 君	2番	水越 茂広 君
3番	山口 博康 君	4番	池谷 高明 君
5番	大田 博文 君	6番	長田 達義 君
7番	山口 力 君	8番	山口 勝也 君
9番	杉本 秀明 君	10番	佐藤 定三 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長田 富也 君	教育 長	佐藤 光男 君
総務課 長	大房 保夫 君	住民健康課 長	山口 亮 君
産業振興課 長	山口 幹夫 君	サステナブル 担当 課 長	諏訪本 栄 君
会計管理者	山口 晃司 君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

◎開会の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第5回道志村議会臨時会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時35分）

◎村長挨拶

○議長（水越茂広君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いいたします。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 平成25年第5回議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらずご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

9月議会定例会以降におきまして、議員の皆様方には、議会議員研修、村の各種の会議や行事などへご出席をいただきまして、その際、貴重なるご指導、ご意見をいただきました。このことを今後村の行財政運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、さらなるご指導、ご鞭撻につきましてもよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたします案件につきましては、国民健康保険料について既に講じられている軽減に加え、移行期間による軽減措置を講ずるための道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、また給食センターの調理器具の故障により給食業務に支障を来すために至急購入する必要があるための平成25年度道志村一般会計補正予算(第3回)専決処分の承認についてでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げまして、私の開会のご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水越茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番議員、山口博康君及び4番議員、池谷高明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（水越茂広君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日と決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第3、議案第53号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第53号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国民健康保険は、国民皆保険の中核となる医療保険で、職域を対象とする健康保険や各種共済組合の被保険者、組合員やその扶養者以外の自営業者、無職の方などで構成される地域を単位とする医療保険制度です。

毎年の国民健康保険料は、その年の医療費を推計し、国・県などの補助金を差し引いた金額を各世帯に保険料としてご負担をお願いしております。

保険料の算定区分は、医療分、後期分、介護分の3つから構成されており、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割から算定するものでございます。

法改正につきましては、条例第18条一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の平等割に
関係する改正のものでございます。

内容につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が75歳になり、国民健康保険か
ら後期高齢者医療に移行する場合、同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の保険料に
ついて、特定世帯に係る平等割額を最初の5年間は2分の1に軽減するということが現行の
措置でございます。本改正においてはそれに加え5年が終了し、移行後の6年目から8年目
までの3年間を軽減措置として4分の1に平等割を減額する措置を講ずるものでございます。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月22日に公布され
たことに伴い、この一部を改正するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用す
ると定めさせていただいております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろし
くお願いいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案どおり決しました。

◎承認第3号及び承認第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第4、承認第3号及び日程第5、承認第4号の2案件は一括審議といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） 承認第3号でございます。専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分いたしました特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関するにつきましては、一部を次のように改正するものであります。

附則に次の1項を加える。

平成25年12月1日から平成26年2月末日までの期間に係る村長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず51万5,000円の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附則におきまして、この条例を公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、承認第4号 専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分いたしました本補正につきましては、9月議会定例会以降におきまして、給食センターの調理器具の故障により給食業務に支障を来したため、緊急に予算化する必要性が発生したためでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に287万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億13万2,000円とする補正予算であります。

内容といたしましては、歳入につきましては、繰越金287万1,000円であります。

歳出につきましては、学校給食費の備品購入費287万1,000円であります。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（水越茂広君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号及び承認第4号の2案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号及び承認第4号の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第6、発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提出者、佐藤定三議員より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 佐藤定三君。

〔10番 佐藤定三君 登壇〕

○10番（佐藤定三君） 発議第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例につきまして一部を次のように改正するものであります。

附則に次の1項を加える。

平成25年12月1日から平成26年2月末日までの期間に係る議長の報酬月額は、第2条の規定にかかわらず16万円の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案どおり決しました。

◎閉議の宣告

○議長（水越茂広君） 以上で、議事は全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（水越茂広君） これで本日の日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第5回道志村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午前10時50分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
